

令和 8 年 8 月 3 0 日 執行 予定

綾部市議会議員一般選挙

選 挙 公 営 の し お り

綾 部 市 選 挙 管 理 委 員 会

目 次

1 公費負担手続について

(1) 契約締結の届出	1
(2) 確認申請	2
(3) 証明書の交付	2
(4) 費用の請求	3

資料

◎ 契 約 書 (見 本)	6
---------------------	---

このしおりは、候補者の選挙運動の費用の一部を「綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例」、「綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」及び「綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例」の規定に基づき、公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続等を記載したものです。

候補者及びこの候補者と契約を締結した契約業者は、この手引の要領により間違いのないよう手続をしてください。

この公費負担経費は、候補者が供託物を没収された場合は請求することができませんので注意してください。

なお、費用の請求は、令和8年9月14日（月）までをお願いします。

1 公費負担手続について

この制度は、綾部市議会議員選挙及び綾部市長選挙に関して、候補者と契約業者との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」又は「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、綾部市が各契約業者に直接その費用を支払うものです。

（１）契約締結の届出

ア この制度の適用を受けようとする候補者は、各契約を締結した場合は、その届出をしなければなりません。

（ア）選挙運動用自動車の使用 様式第1号（その1）

選挙運動用自動車の使用については、「一般運送契約」と「その他の契約」とがあり、候補者において選択することになります。

「一般運送契約」とは、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（ハイヤー、タクシー等）をいいます。

「その他の契約」とは、

- a 自動車の借入れ
- b 燃料代
- c 運転手の雇用

のそれぞれ個別の契約をいいます。「その他の契約」の場合は、契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。いずれも契約ごとに締結の届出をしてください。

（イ）ポスターの作成 様式第1号（その2）

契約ごとに締結の届出をしてください。

（ウ）ビラの作成 様式第1号（その3）

契約ごとに締結の届出をしてください。

イ 契約書（写）の添付

公費負担の対象となるのは、有償契約に限られます。

契約の内容は、契約書写しとして各契約の届出書に添付してください。なお、契約書の内容としては契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が書面上明示されていることが必要です。

ポスターの作成については、契約の相手方が「ポスターの作成を業とする者」でなければなりませんので、作業段階別に業者契約をされると支払ができない場合があります。この場合は、必ず一つの業者に契約をまとめてください。

ビラの作成については、契約の相手方が「ビラの作成を業とする者」でなければなりませんので、作業段階別に業者契約をされると支払ができない場合があります。この場合は、必ず一つの業者に契約をまとめてください。

ウ 届出の時期

立候補の届出前に契約が締結された場合には立候補届出時に、立候補の届出後に契約が締結された場合には、契約締結後直ちに、契約届出書を市選管に届け出てください。

(2) 確認申請

ア 「自動車燃料代」、「ポスター作成枚数」、「ビラ作成枚数」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

(ア) 自動車燃料代 様式第2号(その1)

自動車の使用に関しては、燃料の購入を除き、確認申請は不要です。なお、記載方法については様式の注意事項を参照してください。

(イ) ポスター作成枚数 様式第2号(その2)

記載方法については様式の注意事項を参照してください。

(ウ) ビラ作成枚数 様式第2号(その3)

記載方法については様式の注意事項を参照してください。

イ 申請に対して確認書を交付するため、申請書は候補者又はその代理人が直接持参してください。

なお、この申請は、契約締結の届出をしたものに限られます。また、契約の相手(契約業者)ごとに申請書を作成してください。

ウ この申請は契約業者ごとに行い、それぞれの申請書には既に確認を受けた(又は確認申請中の)金額又は枚数を記載する必要がありますので、申請の控え又は写しを保管しておいてください。

エ 確認書の交付 様式第3号(その1)、(その2)、(その3)

市選管の確認後に確認書を交付しますが、この確認書は直ちに契約の相手方に渡してください。

(3) 証明書の交付

候補者が、自動車の使用、ポスターの作成及びビラの作成を公費負担により行うときは、次により証明書を作成し、契約業者等に各1部を交付しなければなりません。

ア 選挙運動用自動車の使用

(ア) 一般運送契約(一般乗用旅客自動車運送事業者とのハイヤー等契約)

選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 様式第4号（その1）
（イ）その他の契約

a 自動車の借入れ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）
様式第4号（その1）

b 燃料代 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）
様式第4号（その2）

c 運転手の雇用 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）
様式第4号（その3）

イ ポスターの作成 ポスター作成証明書 様式第5号（その1）

ウ ビラの作成 ビラ作成証明書 様式第5号（その2）

エ 証明書作成の要領

上記証明書は、契約ごとに作成してください。

記載方法については、様式の注意事項を参照してください。

オ 証明書の請求書への添付

候補者が契約業者等に交付した上記証明書は、契約業者が綾部市に対し、代金を請求する際に添付しなければなりません。

（４）費用の請求

契約締結の届出から証明書の交付までの事務が完了したものについて、契約業者等は、当該候補者が供託物を没収されないこと（開票後の選挙会で決定される。）を確認の上、下記により請求書を作成し市選管へ持参してください。

ア 請求書（選挙運動用自動車の使用）様式第6号（その1）

請求内訳書（ア）一般運送契約

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）（別紙その1）

（イ）その他の契約

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

a 自動車の借入れ （別紙その2の1）

b 燃料代 （別紙その2の2）

c 運転手の雇用 （別紙その2の3）

イ 請求書（ポスターの作成） 様式第6号（その2）

請求内訳書（別紙）

ウ 請求書（ビラの作成） 様式第6号（その3）

請求内訳書（別紙）

エ 請求書作成の要領

上記区分に従い、契約ごとに1部作成してください。なお、次の事項にご注意いただくとともに、記載方法については、様式の注意事項を参照してください。

- ・ 原則として、契約者、請求者、口座名義人が同一であることが必要です。また、契約書と請求書の印についても、同一の印を押印してください。
- ・ 請求者と口座名義人が異なる場合には、別に委任状を作成の上、提出してください。

- ・ 請求者が法人の場合は、請求書に必ず法人名を記載し、法人印を押印してください。
- ・ 請求金額が、契約届出及び確認の金額と異なることがないように注意してください。

オ 添付書類

請求書を提出するときは、候補者から交付される確認書（燃料代、ポスター作成、ビラ作成のみ）、証明書を添付しなければなりません。

カ 費用の請求は、令和８年９月１４日（月）までをお願いします。

公費負担の対象とその限度額

公 費 負 担 の 対 象			公 費 負 担 の 限 度 額		
選 挙 運 動 用 自 動 車	(ア) 選挙運動用自動車として 一般運送契約 使用された各日の料金の (ハイヤー等) 合計金額 (同一の日について1台に限る。)		各日について64,500円		
	(イ) 其 他 の 契 約	a 選挙運動用自動車として 自動車借 使用された各日の料金の 入れ契約 合計金額 (レンタル) (同一の日について1台に限る。)	各日について 16,100円	契約の相手方が 生計を一にする親 族である場合には、 その者が当該契約 に係る業務を業と して行う者に限る。 選挙運動期間中で (ア)一般運送契約 を選択した日は (イ)その他の計算 では選挙運動の日 数から除いて計算 する。	
		b 選挙運動用自動車に供給 燃料供給 した燃料の代金 の契約 (代替車を含む。)	7,700円 ×選挙運動日数		
		※燃料代の公費負担については、選挙運 動期間中に、選挙運動用自動車に使用し た燃料の実使用分に限り対象となりま す。選挙運動期間外に購入又は使用され た燃料については公費負担の対象外とな りますのでご注意ください。			
	c 選挙運動用自動車の運転 運転手雇 業務に従事した各日につ 用の契約 いて支払う報酬の合計金 額 (同一の日について1人に限る。)	各日について 12,500円			
ポ ス タ ー 掲 示 用	当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（選挙区におけるポスター掲示場数に相当する枚数）を乗じた金額		単価（1枚当たり）＝1,951円 $\frac{316,250円 + 586円88銭 \times 232枚}{232枚}$ (1円未満の端数切上げ)		
選 挙 運 動 用 ビ ラ	当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（候補者を通じて4,000枚以内で、候補者からの申請に基づき市選管が確認した枚数）を乗じた金額		単価＝8円38銭		

※ 限度額を超えて、消費税分を上乗せして支払いをすることはできません。

※ 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合

収入印紙

選挙運動用自動車運送契約書（見本）

綾部市議会議員一般選挙候補者

（以下「発注者」という。）と

（以下「受注者」という。）は、選挙運動用自動車の運送について次

のとおり運送契約を締結する。

1 業務内容及び履行場所

（1）業務内容 公職選挙法第141条の規定により選挙運動のために使用する自動車の運送

（2）履行場所 発注者の指定する場所

2 車種及び登録番号

3 使用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間

4 契約金額

円

（内 訳 1日 円× 日間）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、発注者に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により綾部市に帰属することとならない場合に限り、綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の定めるところより、綾部市に対して請求するものとする。

なお、綾部市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者及び受注者が協議して定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 綾部市議会議員一般選挙候補者

住 所

氏 名

印

受注者 住 所

名 称

代 表 者

（氏 名）

印

印

※ 自動車の借入れ契約の場合

選挙運動用自動車賃貸借契約書（見本）

綾部市議会議員一般選挙候補者（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）は、選挙運動用自動車の賃貸借について
次のとおり賃貸借契約を締結する。

1 車種及び登録番号

2 使用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間

3 賃借料

円

（内 訳 1 日 円× 日間）

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、発注者に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により綾部市に帰属することとならない場合に限り、綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の定めるところより、綾部市に対して請求するものとする。

なお、綾部市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

5 その他

この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者及び受注者が協議して定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 綾部市議会議員一般選挙候補者

住 所

氏 名

印

受注者 住 所

名 称

代 表 者

（氏 名）

印

印

※ 燃料の供給契約の場合

選挙運動用自動車燃料単価契約書（見本）

綾部市議会議員一般選挙候補者（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）は、選挙運動用自動車の燃料について次のとおり売買契約を締結する。

1 供給する期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間

2 供給場所

所在地

名 称

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号

4 供給予定数量

リットル

5 契約単価

円／リットル（税込み・税抜き）

購入予定総額

円（税込み・税抜き）

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、発注者に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により綾部市に帰属することとならない場合に限り、綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の定めるところより、綾部市に対して請求するものとする。

ただし、契約単価、購入予定総額に消費税額及び地方消費税額を含まない場合は、請求の際は、消費税額及び地方消費税額を別記し、併せて請求するものとする。

なお、綾部市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者及び受注者が協議して定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 綾部市議会議員一般選挙候補者

住 所

氏 名

㊟

受注者 住 所

名 称

㊟

代 表 者

（氏 名）

㊟

※ 運転手の雇用契約の場合

選挙運動用自動車運転契約書（見本）

綾部市議会議員一般選挙候補者（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）は、発注者が使用する選挙運動用自動車の運転について次のとおり請負契約を締結する。

1 契約内容

公職選挙法第141条の規定により選挙運動のために使用する自動車の運転

2 運転する自動車の車種及び登録番号

3 雇用する期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間

4 契約金額

円

（内 訳 1日 円× 日間）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、発注者に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により綾部市に帰属することとならない場合に限り、綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の定めるところより、綾部市に対して請求するものとする。

なお、綾部市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者及び受注者が協議して定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 綾部市議会議員一般選挙候補者

住 所
氏 名

印

受注者 住 所
名 称
代 表 者
(氏 名)

印

印

※ 選挙運動用ポスターの作成契約の場合

収入印紙

選挙運動用ポスター作成契約書（見本）

綾部市議会議員一般選挙候補者（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）は、選挙運動用ポスターの作成について
次のとおり請負契約を締結する。

1 契約内容

公職選挙法第143条第1項第5号の規定による選挙運動のために使用するポスターの作成

2 数 量 枚

3 契約金額 円（税込み・税抜き）

（1枚単価 円 銭（税込み・税抜き）

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、発注者に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により綾部市に帰属することとならない場合に限り、綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の定めるところより、綾部市に対して請求するものとする。

ただし、契約金額に消費税額及び地方消費税額を含まない場合は、請求の際は、消費税額及び地方消費税額を併せて請求するものとする。

なお、綾部市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者及び受注者が協議して定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 綾部市議会議員一般選挙候補者

住 所

氏 名

㊟

受注者 住 所

名 称

代 表 者

（氏 名）

㊟

㊟

※ 選挙運動用ビラの作成契約の場合

収入印紙

選挙運動用ビラ作成契約書（見本）

綾部市議会議員一般選挙候補者（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）は、選挙運動用ビラの作成について次の
とおり請負契約を締結する。

1 契約内容

公職選挙法第142条第1項第6号の規定による選挙運動のために使用するビラの作成

2 数 量 枚

3 契約金額 円（税込み・税抜き）

（1枚単価 円 銭（税込み・税抜き）

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、発注者に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により綾部市に帰属することとならない場合に限り、綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の定めるところより、綾部市に対して請求するものとする。

ただし、契約金額に消費税額及び地方消費税額を含まない場合は、請求の際は、消費税額及び地方消費税額を併せて請求するものとする。

なお、綾部市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者及び受注者が協議して定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 綾部市議会議員一般選挙候補者

住 所

氏 名

㊟

受注者 住 所

名 称

代 表 者

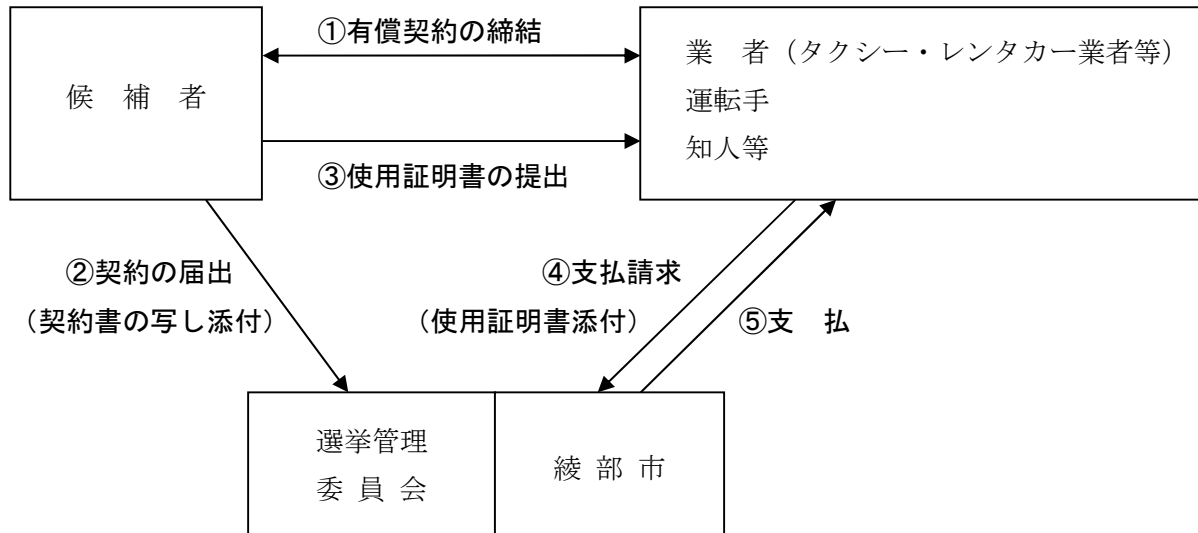
（氏 名）

㊟

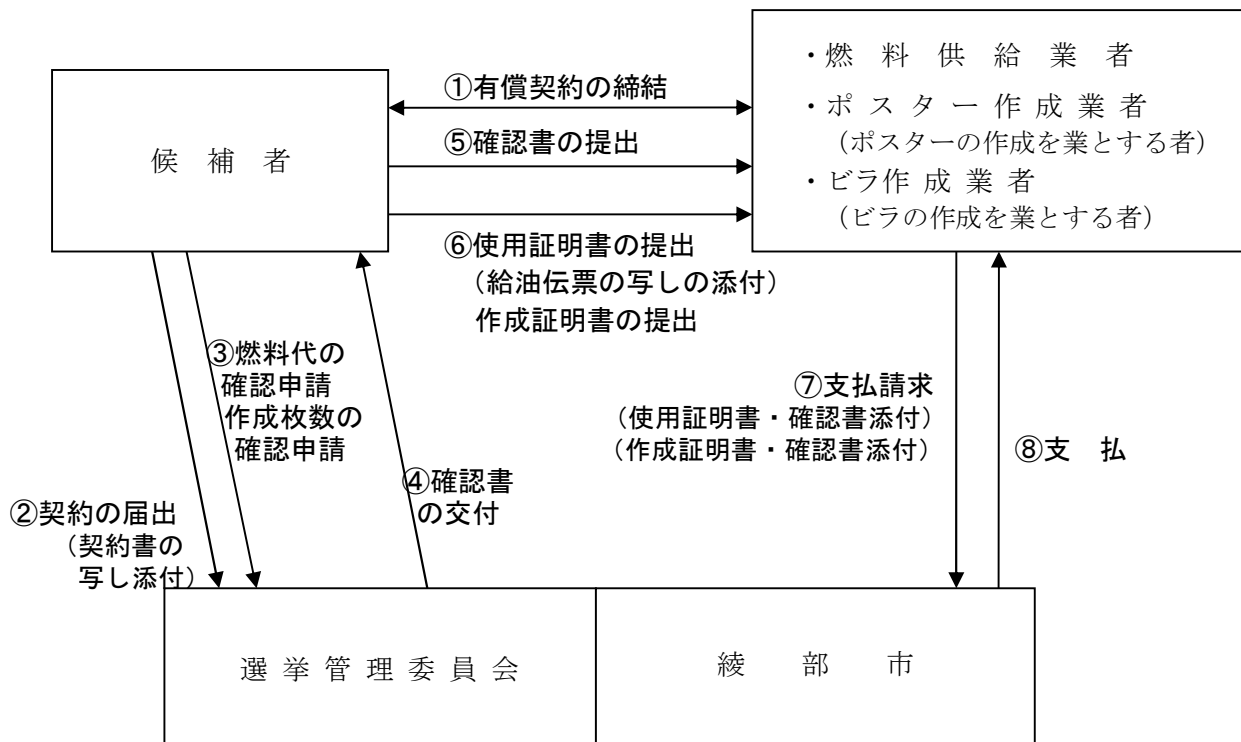
㊟

公 費 負 担 手 続 図

※ 選挙運動用自動車の使用及び運転手の雇用の場合



※ 選挙運動用自動車の燃料の供給、選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラの作成の場合



備考：燃料代の公費負担については、選挙運動期間中に、選挙運動用自動車に使用した燃料の実使用分に限り対象となります。選挙運動期間外に購入又は使用された燃料については公費負担の対象外となりますのでご注意ください。